

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第32号
令和7年1月11日

令和7年1月9日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 古河真人

第二十投票区の投票管理者

役職名	住 所	氏 名	所 属	職名
投票管理者	広島市西区	阿南 敏文	安芸区役所農林 建設部維持管理 課管財係	主幹